

本日の報告の構成

インドネシア研究を事例として日本におけるアジア研究とアジア言語資料の必要性について考える。(1) 研究の遂行と資料との関係、(2) インドネシア語法律資料の置かれた現状と課題、(3) 日本および海外でのインドネシア語資料の収集・保管状況を概観する。

1. 研究とインドネシア語法令資料

(1) 研究歴から振り返る

1993年 名古屋大学国際開発研究科入学。いくつかの外国語を学習（インドネシア語を含む）

1994年 インドネシアにおいて三雑誌（TEMPO、Editor、Detik）が一斉に出版経営許可取消（事実上の発禁処分）→TEMPO誌の編集長・記者・職員が取消処分について行政裁判所へ訴えを提起→第一審および第二審で勝訴→このニュースに触れてインドネシア法・表現の自由への本格的な研究を志す。

当時利用可能な資料→日本語・英語の文献、新聞のバックナンバー、World Constitutions（名古屋大学図書館および南山大学図書館）、アムネスティ・インターナショナル報告書（東京事務所）、アメリカ中央情報局レポート（アメリカ大使館の資料室）、国立国会図書館法令資料室のインドネシア語法令資料（インドネシア憲法、破壊活動防止法、刑法など）

インターネット時代の前だったので、勘に頼って足で探す作業と大量のコピー。

インドネシア語資料の読解→小型のイ日辞書、神保町で見つけた Cornell の辞書（現在でもイ英辞書としてはもっとも権威がある）のハードカバー（イ英・英イがそれぞれ2万円くらいだった）

1995年 インドネシアへ初渡航→細いつてでインドネシア大学法学部（アボなし）訪問、法律 NGO 事務所、ジャーナリスト学校、非合法の記者組織などを訪問→はじめて、インドネシア語の法学書・マスメディア関係・人権関係の文献を入手。

1997～1998年：1年間の研究留学→「インドネシアにおけるプレス自由」研究。電子メールがいくらか使えるようになった時代、デジタルカメラもない。インドネシア大学法律資料室、ガジャマダ大学、インドネシア情報省資料室、法律 NGO 資料室などで資料・法令・判例の探索・収集→いずれも非常に保存状態・整理が悪く、また量も少ない。

- 1999年～2000年：アジア経済研究所国内客員→アジア経済研究所（幕張）の利用（開架式になり利便性が非常に良くなる）＋インドネシア資料専門担当者（高橋宗生氏）
- 2001年：博士論文提出（インドネシアの表現の自由－スハルト体制期のプレス規制を中心に－）
- 2002年～2005年：日本学術振興会特別研究員（インドネシア法制史研究）→オランダ・ライデン大学で調査→Van Vollenhoven Institute（インドネシア法研究を主とする法学部内研究所、インドネシア法文献・雑誌の収集、植民地期資料の保管→Albert Dekker司書による詳細な目録づくり）。移転作業中だったため、資料の全容はつかめなかった。
- 2004年：アチェ大津波→災害と法に関する研究→フィールド調査（聞き取りと観察）に基づく法運用の実際（災害後の法律問題・紛争処理、復興補助金交付の運用について）
- 2013～2014年：オランダ・ライデン大学でのサバティカル研究（インドネシア法形成過程における外国法の影響）→新図書館に資料が移行するが、専門司書が死去したため、十分なサービスができない状態に陥っていた。とくに閉架資料（植民地期の雑誌・新聞など）についての閲覧請求に対応できなくなっていた。
- 2015年のライデン訪問→KITLVが改組・移転、所蔵書類（東南アジア関係については世界最大級）のライデン大学図書館への移管→学外利用者では、どのように利用して良いかはわからない状態。オープンな独立研究所から大学施設へ。

課題→アジア資料の特殊性→司書・管理者の専門性が重要。利用者の数は限定的であるが、他に利用できない資料が多く、何らかの事情で資料室が使えない場合には情報自体へのアクセスが不能になる。

（2）インドネシア研究におけるインドネシア語資料の必要性

①独自性のある研究のために

英語文献＝二次文献

アジア法の理解→欧米法に基づく近代法概念とは異なる視点が必要（法文化、慣習法、法の移植）

インドネシア人研究者の業績を検討する必要（実際には、インドネシア語で公刊される文献のレベルは十分とは言えないことが多いが、可能な限り目を通す必要がある）

政府や公的機関の出版する報告書、ジャーナルなど→法を理解するための資料として重要。

②基本的情報はインドネシア語のみで利用可能なこと

法令→公用語のインドネシア語で制定される。投資・経済関係などが一部英語に訳されるのみ。正確さを期するためにも原語から確認することが必要。

判決→憲法裁判所はごく一部の判決を英語に翻訳して公表している。

いずれにしても、英語だけでは研究水準を満たすことはできない。

2. インドネシア語資料に関する課題

(1) 入手機会が限られていること

滅多に再版されない

流通範囲が限られている

(2) 網羅的な収集が限定的

英語その他の主要欧米言語に比べて重要度が低い。

地域研究の専門家が、専門研究の文脈で収集する。

(3) Web 資料との関係

インドネシアの法律情報→Web データベース化はかなり進んでいる（添付資料参照）。ただし、不安定であることは事実。

Legalitas.org→おそらく政府が関与していたとみられる最初の包括的なデータベースだったが消失。

Perda.co.id→地方規則データベース。世銀支援終了とともに消失。

法律文書情報ネットワーク(Jaringan Dokumentasi Informasi Hukum, JDIH)→ここ数年は安定して利用できている。フレームワークは共通だが、省庁によって内容が異なる。包括的なのは、法務人権省法務総局（Dirjen Perundang-Undangan）と外局の国民法育成局（Badan Pembinaan Hukum Negara）。インドネシアには、政府情報の電子化・保存を義務づけるような法律が不十分なので、将来にわたってアクセスが保証されているわけではない。

(4) 保管状況の問題

紛失、未整理、虫食い、所管換えなど。

3. インドネシア研究の資料センター

(1) 日本におけるアジア研究資料のセンター

- ①日本貿易振興機構アジア経済研究所（千葉・幕張）
- ②京都大学東南アジア研究所（京都）
- ③国立国会図書館

2006年：インドネシア語図書 4250、雑誌・年鑑：172 タイトル（現在継続 43 タイトル、Tempo, Gatra, Warta Ekonomi, Femina などを含む。）¹

→2016年3月には、図書 17196 冊、雑誌・年間 226 タイトル（90 タイトル継続中）²

東南アジア研究における日本人研究者の優位性（日本語資料が読める）と合わせて、高いレベルの研究が可能となる。→邦語文献との組み合わせた利用の便宜が必要。

国会図書館関西館の場合には、京都大学との連携などが有効では？

（2）海外におけるアジア研究資料センター

①オランダ：王立言語学人類学研究所(KITLV)・ライデン大学→植民地期からの膨大な資料と豊富な研究者層、ただし予算削減の問題に直面している。

②ワシントン大学・アジア法研究所→戦後資料はほぼ網羅的。Daniel Lev 教授の貢献だが、研究ノートなどはインドネシアに寄贈された(PSHK Daniel Lev Library として。整理は不十分)。

③ロンドン大学東洋アフリカ研究所（イギリス）

旧英領植民地がメインだが、インドネシアについて書架 10 本ほどはある。

④東南アジア研究所（シンガポール）

研究者個人から寄贈される研究成果をベースとする（学位論文、ワーキングペーパー、その他報告書など）

おわりに

- 高度なオリジナリティのある研究のためにアジア言語（インドネシア語）資料は不可欠。
- 資料の収集・管理・整理（とくに専門家の存在）が利用可能性を大きく左右する。
- アジア言語資料の収集・管理には欧米言語（とくに英語）資料とは異なる配慮が必要。とくにバックアップとしての意義も重要。著作権は重要であるが、電子化推進は検討すべき。
- 資料と研究が両輪となる必要：資料の存在は研究者を引き寄せる。→高度な研究成果につながる。

¹ <https://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/geppo549.php>

² <http://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/asia-02data.php>